

(令和8年度)

鹿児島県営住宅 空き家待ち順位登録者募集案内 (大島支庁管轄分)

今回の申込に必要な書類等

- ① 県営住宅入居申込書
- ② 世帯状況等申告書

注意事項

- 受付時間を守ってください。
なお、申込者が多い場合には、時間がかかりますので、ご了承ください。
- 入居資格等については、申込受付時に世帯状況等申告書で確認を行いますが、空き家が発生し、住宅を紹介する時点で、再確認を行います。
再確認の結果、入居資格を満たさない場合には入居できませんので、ご注意ください。

問合せ先

与論町役場建設課
0997-97-4928

目 次

I	日 程 等	1頁
II	空き家待ち順位登録対象団地等	2頁
III	県営住宅団地位置図	2頁
IV	申込条件等	
	・一般世帯または婚約者	3頁
	・裁量階層（高齢者・障害者）	5頁
V	収入基準	6頁
VI	入居予定者の決定等	7頁
VII	定期募集外の申込み	7頁
VIII	そ の 他	8頁

個人情報の取扱いについて

今回の提出書類により取得した個人情報は、次の目的以外には利用いたしません。

- 1 県営住宅の入居者資格等の審査に関すること。
- 2 県営住宅入居者の選考及び入居手続きに関すること。
- 3 県営住宅入居後の管理に関すること。
- 4 入居申込者及び入居者への業務連絡に関すること。

※申込書を書く前に必ず読んでください。

I 日程等

1 申込受付 令和8年2月2日（月）～2月20日（金）
午前8時半から午後17時まで
場所 与論町役場 建設課

2 抽 選 令和8年3月3日（火）
午前10時から
場所 与論町役場1階 多目的ホール

3 優先入居

次の世帯については、抽選回数を2回にします。
(世帯員の年齢については、受付時の年齢が対象になります。)

- ・ 高齢者世帯（満60歳以上の者を含む世帯）
 - ・ 障害者世帯（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持つ者または難病患者等で障害福祉サービス受給者証を持つ者を含む世帯）
 - ・ 子育て世帯（令和9年3月31日の時点で18歳以下の者がいる世帯）
- (4) 子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者のいる世帯
(平成23年3月11日時点で、対象地域（平成26年6月18日付け国住備第32号国土交通省住宅局長通知別表に掲げる市町村）に居住していた避難者がいる世帯)

※ DV被害者世帯、犯罪被害者のいる世帯、ハンセン病療養所入所者等のいる世帯、引揚者のいる世帯については、別途、窓口でご相談ください。

上記にかかわらず、災害により住宅を滅失された方や県営住宅の建替等に伴い移転される方が、先に入居する場合があります。

4 登録番号の有効期限

今回の登録番号の有効期限は令和8年4月1日から1年間です。

（期限までに空き家の紹介ができない場合は無効となり、あらためて次回に申し込みをしていただくことになります。）

5 その他の

- ・ この募集は、空き家待ち順位登録対象団地に空き家が発生したとき、抽選により決定した登録順位に従って住戸を紹介するためのものであり、即時または、必ず入居できるものではありません。

- ・ 抽選結果は、抽選に来られなかった人のみ連絡します。
- ・ 申込みは、原則1世帯につき1団地とします。（ただし、早期の入居を希望する者は、第1希望団地を指定するとともに、ブロック単位でも申し込むことができます。これは、順位登録者のいない団地に空き家が発生した場合に、ブロック登録順位に従い、住戸を紹介するもので、ブロック登録での紹介を辞退した場合は、希望団地の最後尾に並ぶことになります。）
- ・ 住宅の間取りや階数を指定して申し込むことはできません。

(5) 55m²を超える住戸については、2人以上の世帯を単身世帯に優先して紹介します。

II 空き家待ち順位登録対象団地等

県営宇和寺団地（与論町内ではこの団地しか県営住宅はございません）

III 申込条件等

《一般世帯》

1 申込資格

入居申し込みをされる方は、次のすべての条件を備えていなければなりません。

- ・ 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
持家のある方、公営住宅に入居されている方は、事前に担当職員にご相談ください。
 - ・ 入居申込者の収入額が「**収入基準**」の一般世帯の基準額にあてはまること。
※同居親族の収入も合算します。
 - ・ 県税を滞納していないこと。
 - ・ 入居申込者又は同居親族が暴力団員ではないこと。
- ★ 入居者と同居しようとする者は、親族（婚約者等を含む）に限ります。
- ★ 連帯保証人は不要ですが、入居の際は誓約書に「緊急連絡人」の記載が必要になります。

2 申込方法

「県営住宅入居申込書」、「世帯状況等申告書」に、次の事項に留意のうえ、必要事項を記入し、申し込んでください。

《記入上の注意》

- ・ 申込書は、必ず黒のボールペンを用いて楷書で記入してください。
(鉛筆及び消せるボールペンは使わないでください。)
- ・ 申込者本人が、署名してください。
- ・ 連絡先電話番号は、自宅、勤務先、携帯電話とも記入してください。
- ・ 同居親族のほかに、同居外の扶養親族（所得税の控除対象となっている扶養親族）がある場合は、同居親族名の下欄にその氏名を記入し、職業欄に住所を記入してください。
- ・ 続柄欄には妻・長男・長女等、申込者本人との続柄を記入してください。
- ・ 氏名にフリガナを記入してください。

3 入居時に必要なもの

入居資格については、申込時に申告書で確認を行いますが、実際に空き家が発生し、住戸を紹介する時点で、以下の書類を提出していただき、再確認を行います。再確認の結果、入居資格を満たさない場合には入居できませんのでご注意ください。

・ 所得額証明書等

令和8年度所得額証明書(令和7年分の所得が記載されているもの)で市町村発行のもの。

ただし、令和8年度所得額証明書(令和7年分)がまだ発行されない間(令和8年6月頃まで)は、令和7年度(令和6年分の所得が記載されているもの)を提出してください。

この場合、それぞれの収入状況に応じて、さらに下記の書類が必要です。

① 給与所得者の場合 令和7年分の源泉徴収票

② 事業所得者の場合 令和7年分の確定申告書

③ 年金受給者の場合 令和7年分の年金の源泉徴収票(ハガキ等)

※本人、配偶者及び15歳以上の同居者すべての方について必要です。

※無職の場合でも必要です。（ただし、15歳以上の就学中の方は除きます。）

※所得や扶養控除等を証明する書類として必要です。

・ **無職であることを証する書類**

無職の方（15歳以上で現在就学中でない方）は、**無職無収入申立書**と次のいずれかの書類が必要です。

① 前勤務先の退職証明書（退職年月日がわかるもの）

※用紙は与論町役場建設課、大島支庁、県沖永良部事務所にあります。

② 雇用保険受給資格者証（退職・失業の状況がわかるもの）

③ 雇用保険被保険者離職票（退職・失業の状況がわかるもの）

・ **住民票**

入居者全員分が必要です。（世帯主との続柄のみ記載）

(4) **県税に滞納がないことを証する書類**

① 県税納税証明書……各地域振興局等の発行する納税証明書

（県の地域振興局等）※入居者全員の分が必要です。

（ただし、18歳未満の方は除きます。）

② 市県民税納税証明書…市町村の税務課が発行する「個人県民税」の納税証明書

（市町村役場）現年度を含む過去4年分の証明書（「滞納がないことの証明書」であれば1枚で可）が必要です。

※入居者全員分が必要です。

（ただし、18歳未満の方は除きます。）

次の(5)から(10)に該当する方は、上記書類の他に、さらに下記書類が必要です。

(5) **転職または就職された方**

令和7年1月2日以降、転職又は就職された方は、・の所得額証明書等に加えて収入証明を提出してください。

（※用紙は与論町役場建設課、大島支庁、県沖永良部事務所にあります。）

(6) **休職中の方**

育児休業中や病気などにより休職中の方は、収入証明を提出してください。

（※用紙は与論町役場建設課、大島支庁、県沖永良部事務所にあります。）

(7) **婚約で申し込まれる方**

婚約証明書が必要となります。

（※用紙は与論町役場建設課、大島支庁、県沖永良部事務所にあります。）

(8) **生活保護を受けている方**

現在、生活保護を受けている方は、福祉事務所等の発行する生活保護証明書が必要です。

(9) **世帯員で障害がある方**

申込者や、同居親族、扶養親族に障害がある方がいる場合は障害者手帳等が必要です。

（担当職員が受付時に手帳の写しをとります。）

(10) **寡婦(夫)、ひとり親、単身の方**

戸籍謄本が必要です。

※ 上記以外に必要があれば、その他の書類を提出していくいただくことがあります。

《裁量階層》

1 申込資格

次の条件を備えている、高齢者・障害者世帯・未成年者等のいる世帯については、入居収入基準の上限が一般世帯より緩和されます。

- ・ 現在住宅に困っていることが明らかであり、次の各号のいずれかに該当すること。
 - ・ 入居者または同居者が、身体障害者手帳を所持していること。
 - ・ 入居者または同居者が、精神障害者保健福祉手帳を所持していること。
 - ・ 入居者または同居者が、・に規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者(療育手帳所持)であること。
 - ・ 入居者または同居者が、難病患者等で障害福祉サービス受給者証を持つ者であること。
 - Ⓐ 入居者が60歳以上であり、同居者のいずれも60歳以上、または18歳未満であること。
 - Ⓑ 入居者または同居者に、戦傷病者特別援護法により戦傷病者手帳の交付を受けている者がいること。
 - ・ 入居者または同居者に、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律により認定を受けている者がいること。
 - ・ 入居者または同居者に、海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がいること。
 - ・ 入居者または同居者に、ハンセン病療養所入所者等がいること。
 - Ⓐ 世帯に令和9年3月31日の時点で18歳以下の者がいること。
 - Ⓑ 婚姻等から3年を経過していない入居者及びその配偶者等がいること。
 - Ⓒ 婚約中である入居者及びそのパートナー等がいること。
 - Ⓓ 直系三世代以上の者を含む世帯であること。
-
- ・ 入居申込者の収入額が、「**収入基準**」の裁量階層基準額にあてはまること。
 - ・ 県税を滞納していないこと。
 - ・ 入居申込者又は同居親族が暴力団員ではないこと。

2 申込方法及び必要書類

「県営住宅入居申込書」、「世帯状況等申告書」に必要事項を記入し、「**入居時に必要なもの**」に加えて次のいずれかの書類が必要です。

- ・ 身体障害者の方は……………身体障害者手帳
 - ・ 精神障害者の方は……………精神障害者保健福祉手帳
 - ・ 知的障害者の方は……………療育手帳
 - ・ 難病患者等の方は……………障害福祉サービス受給者証
 - ・ 戦傷病者の方は……………戦傷病者手帳
 - ・ 原子爆弾被爆者の方は……………特別手当受給者証
 - ・ 引揚者の方は……………引揚証明書
- (8) ハンセン病療養所入所者等は…国立ハンセン病療養所等の入所証明書

V 収入基準

収入基準とは、公営住宅に入居できる方の収入限度額のことです。年間総収入から各控除を行った上で月額換算した収入（認定月額）が一定の額以下である必要があります。例えば、給与所得者の場合は、次の計算式により算出した認定月額が、次表の「認定月額欄」の額以下である必要があります。

$$\left. \begin{array}{l} \text{令和7年分の給与所得の合計金額} - 38\text{万円} \times \begin{array}{l} \text{同一生計配偶者} \\ \text{および扶養親族} \\ \text{同居親族の数} \end{array} \end{array} \right\} \div 12 = \begin{array}{l} \text{認定月額} \\ \text{(基準値)} \end{array}$$

ただし、次のような場合は、さらに特別控除があります。

- ・ 70歳以上の同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
- ・ 申込者、同居親族、同一生計配偶者または扶養親族に障害のある方がいる場合
- ・ 申込者または同居親族が寡婦またはひとり親で所得がある場合
- ・ 16歳以上23歳未満の特別扶養親族がいる場合

※ 収入の少ない方については、家賃の減免制度がありますので、お問い合わせください。

収入基準の早見表 (単位：円)

区分		認定月額 (基準値)	同居親族の人数					
			0人	1人	2人	3人	4人	5人
入居収入基準	一般世帯	158,000 以下	2,967,999以下 (247,333)	3,511,999以下 (292,666)	3,995,999以下 (332,999)	4,471,999以下 (372,666)	4,947,999以下 (412,333)	5,423,999以下 (451,999)
	裁量階層	259,000 以下	4,565,999以下 (380,333)	5,035,999以下 (419,666)	5,511,999以下 (459,333)	5,987,999以下 (498,999)	6,463,999以下 (538,666)	6,897,776以下 (574,814)

※同居親族には申込者は含まれません。

※上段は、税込みの年間総収入です。下段の（ ）は上段から算出した平均月収です。

※本表の年収は給与所得が1人の場合の例です。

（収入基準は、世帯全体の合計所得で算出します。）

（世帯構成や世帯員の年齢、障害認定の有無などにより、控除額が変わることがありますので、この限りではありません。）

VII 入居予定者の決定等

1 空き家待ち順位の決定

入居申し込みを行った方の「入居申込書」等の内容を審査し、入居資格のある方については、空き家待ち順位を公開抽選で決定します。

2 入居者の決定

- ・ 入居申し込みをされた団地に空き家が生じたときに、登録された順位に従い、本人に通知します。
なお、55m²を超える住戸については、2人以上の世帯を単身世帯に優先して紹介します。
- ・ 婚約中の方は、入居指定日から3か月以内に、婚姻受理証明書及び同居後の住民票を提出していただきます。
- ・ 空き家の紹介時に就労期間が1か月未満の方は、原則として1か月以上の受給実績確認後、入居の審査を開始します。
- ・ 紹介された空き家を辞退されると、特別な理由がある場合を除き、空き家待ち順位は最下位に登録されます。

(ブロック単位登録を行っている場合)

- ・ ブロック単位でも順位登録されている方については、順位登録者のいない団地に空き家が発生した場合に、ブロック登録順位に従い、住戸を紹介します。
なお、ブロックでの紹介を辞退した場合も、希望団地の最下位に登録されます。

※ 空き家待ち順位の登録後、勤務先や現住所の連絡先等が変更になった場合及び出生・死亡により同居者が増減した場合は、必ず与論町役場建設課、大島支庁、県沖永良部事務所まで連絡してください。
(連絡がとれない場合は、辞退扱いまたは、次順位登録者へ紹介する場合がありますので、ご注意ください。)

VII 定期募集外の申込み

- ・ 今回の募集に申し込みなかった場合でも、令和9年2月頃の次回の定期募集前日までの期間は、隨時に申し込みすることができます。
- ・ 入居要件等は、定期募集と同じです。
- ・ 空き家待ち順位は、申込み時の最下位に登録されます。

VIII その他

1 駐車場について

- ・ 駐車場は、県の使用許可を受けた自動車保管場所管理協議会が管理しています。
- ・ 1戸に1台の駐車場がありますが、利用希望者は各団地の自動車保管場所管理協議会に入会しなければなりません。

2台目以降は、原則として各入居者が団地敷地外に確保しなければなりません。

- ・ 駐車場を利用される方は、利用料及び原則として3か月分の保証金を負担していただきます。
- ・ 車庫証明（保管場所証明書）は、自動車保管場所管理協議会が発行します。
- ・ 身体障害者等で自動車税又は軽自動車税の免除を受けている方は、申請により利用料が免除される場合がありますので、申込時にお申出ください。

2 その他の注意事項

- ・ 入居申込書にいつわりの記載をし、または二重の申し込みをすると、空き家待ち順位の入居予定者登録は失効します。
- (2) 入居申込後に入居希望団地の変更はできません。慎重に検討のうえ、申込んでください。
- (3) 団地内では、犬・猫・鳥等、ペットの飼育はできません。また団地内で、動物にエサを与えてはいけません。
- (4) 申込受付時に提出された申込書はお返しできません。
- (5) 申込時に申告書に基づいて入居資格の有無を確認し、空き家待ち順位を登録します。空き家が発生し、住宅を紹介する時点で提出いただく書類により、入居資格を再度審査します。その際、申込者の状況の変化により、資格の喪失等が生じることがあります。
- (6) 紹介する空き家は、以前に他の方が入居していた住宅です。最低限度の原状回復を行っていますが、新築住宅のような状態ではないことをあらかじめご了承ください。
- (7) 入居手続きの際、敷金（家賃の3か月分）を納入していただき、また、緊急連絡人が連署した誓約書を提出していただきます。
- (8) 入居者は家賃のほかに共益費（階段灯・エレベーター電気代、共同水道使用料、浄化槽維持費等）、自動車保管場所管理協議会及び団地自治会の運営費等の負担があります。
- (9) 住宅の修繕や維持管理について、低廉な家賃で提供している県営住宅であるため、小規模な修繕は入居者負担であるなど、一般的な民間住宅と負担区分が異なる部分があります。
(給水栓のパッキン取替えや草刈り等の植栽管理など「住まいのしおり」別表1に記載)
- (10) 退去時は、畳の表替えや襖の張り替えなど「住まいのしおり」の別表2に示している修繕及び清掃を実施していただきます。